

日 時：令和5年7月5日（水）14：30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、

香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第247回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つございます。

議題1「AI・データプライバシー国際会議への参加について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、AI・データプライバシー国際会議への参加について報告をさせていただきます。

令和5年6月23日の金曜日、韓国の個人情報保護委員会（PIPC）の主催により、AI・データプライバシー国際会議（副題：「人工知能及びデータプライバシー：新たに生じている課題への対応」）が、ソウルにて対面形式で開催され、データ保護機関、国際機関、テック企業、学者及びシンクタンクが参加しました。本会議のパネルディスカッションにおいて、浅井委員がパネリストとして登壇されました。

まず、各パネリストの冒頭発表については、「新たに生じている課題への対応：国際的な観点」というセッションにおいて、浅井委員より「第3回G7データ保護・プライバシー機関（DPA）ラウンドテーブル会合」において採択された成果文書の中から、生成AIに関する声明を中心にその紹介を行っていただきました。

生成AIの進化と普及が急速に進み、我々の日常生活やビジネスに革新をもたらしていると同時に、データ保護・プライバシーに対するリスクや潜在的な損害の可能性への懸念が高まっていることを背景に、生成AIの開発者や供給者が「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方にに基づき、プライバシー影響評価を行い、生成AIの設計や運用等の段階でプライバシーを組み込むべきことのほか、データ最小化等、国際的なデータ保護・プライバシーの主要原則の遵守等を求められているということを説明されました。

あわせて、当委員会が本年6月2日に発出いたしました「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等について」の概要を紹介していただきました。

また、モデレーターからの質問に対する各パネリストの回答については、「コミッショナーのラウンドテーブル」というセッションにおいて、AIに対して実際に「プライバシー・バイ・デザイン」をいかに実施するののかとの質問に対し、浅井委員より、AIの開発のスピ

ードについていくのは難しい面もあるが、開発者との緊密なコミュニケーションを図ることが責任ある設計、開発及び導入に寄与すると思われる旨、応答していただきました。

また、各国が過去に協調して対応した個別事例の経験を踏まえ、新たな課題への対応には新たな枠組みが必要かとの質問に対し、浅井委員より、各国データ保護機関による執行協力の機会は模索すべきであるが、協力の枠組みは既に複数存在しており、これらをよく活用して共同執行活動を実施することが望ましい旨、応答されました。

なお、本会議終了後、PIPCは本会議の要約を公表しており、各パネリストのコメントを掲載しております。その中で、浅井委員のコメントを紹介させていただきます。

「G7DPAの共通メッセージである『生成AIに関する声明』が、コミュニケと行動計画とともに、今週6月20日及び21日に東京で日本の個人情報保護委員会により開催された『第3回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合』で採択されたことを皆様にお知らせいたします。生成AIに関連した個人データ保護の課題については、さらなる議論や連携が必要です。この国際会議は、この問題についてさらに議論するための最も早い機会の1つです。」

報告は以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

浅井委員、お願いします。

○浅井委員 御説明ありがとうございます。補足になりますけれども、報告をさせていただきます。

私が参加したパネルディスカッションには、直前に東京で開催されましたG7DPAラウンドテーブル会合にも出席をされた、G7メンバーの英国、ドイツ、EDPB、EDPS及び関係国際機関のOECDの各代表も、東京から移動してパネリストとして一緒に参加されました。よって、このセッションは「生成AIに関する声明」を含む、G7DPAラウンドテーブル会合の成果を具体的に紹介するタイムリーな機会となり、生成AIに関する国際的な連携の一步として、大変意義のある会議になったと思います。

例えば、様々な国でAIに特化した法案等の検討が進められていますが、AIに関する個人情報保護の分野においては既に法律は存在しており、現行法が生成AIを含むAIの開発や利用に適用可能であること、また、開発者や利用者は、事前に、データ保護・プライバシーの原則等に注意を払い、遵守することが必要であることなど、G7共通メッセージである「生成AIに関する声明」に通じる意見が、私も含め、各パネリストから繰り返し言及されておりました。

今後とも、生成AIをはじめとして、AIに関する個人情報保護の問題については、更なる議論や連携が必要であることから、当委員会としては、引き続き、この問題について、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

(監視・監督関係者以外退室)

○丹野委員長 議題2「釜石市における改善策の実施状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 議題2「釜石市における改善策の実施状況について」、説明させていただきます。

本件は、平成29年に釜石市の職員が、市民約600名分の特定個人情報が記載されたファイルを自宅のパソコンにメール送信した事案であり、令和5年3月29日に番号法第33条に基づく指導を行い、今般、改善策の報告を受けたものとなります。

指導の概要ですが、認められた問題点について、番号法第12条及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、必要かつ適切な措置を講ずることと、釜石市が策定した再発防止策を確実に実施するよう指導したものです。

続いて、釜石市の改善状況について説明させていただきます。

職員の教育・研修についてですが、組織における情報セキュリティ意識の醸成及び個人情報保護意識の向上を図るため、全職員を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修、管理職等を対象とした集合形式による情報セキュリティ研修を実施しております。

また、コンプライアンスの基本となる公務員倫理を再確認することを目的として、全職員を対象とした公務員倫理研修を実施しております。

監査の実施についてですが、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき、定期的な監査等について、規程の見直し、監査計画の策定等の検討等を進めるとしております。

その他の再発防止策でございますが、職員が送付する添付ファイル付きメールについて、担当部署で内容を確認し、不正な情報持ち出しを抑止する対応を実施しております。

今後ですが、庁外へ添付ファイル付きのメールを送信する場合、システムを介して上長が確認したもののみメール送信を可能とするシステムの導入を予定しています。

そのほか、「釜石市公益通報に関する要領」を制定するとともに、全職員を対象としたコンプライアンスチェックを実施し、特定個人情報の不正な取扱いを含む非違行為を把握するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの総合的な推進を行うとしています。

今後の対応方針ですが、御説明したとおり、釜石市から報告のあった改善策の実施状況について、特段の問題は見当たらず、釜石市が再発防止策を確実に実施することなどを引き続き注視していくことが適当と考えております。

公表についてですが、社会的影響も大きい事案であることから公表したいと考えており、資料2を公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 説明ありがとうございました。

説明の中にもありましたけれども、本件は、釜石市の職員が不適切な特定個人情報の取扱いを行ったことに関して、3月に当委員会が釜石市に対し指導を行い、その指導に対する釜石市の改善策の実施状況が当委員会に報告されたものです。

報告内容については、現時点では、特段の問題は見当たらないものと考えております。特定個人情報の取扱いについては、地方公共団体において、より厳格な対応をとる必要がありますが、当委員会として、釜石市の改善策が確実に実施されているか等を、今後も一層注視していく必要があると考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、委員会ホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料3に沿って説明させていただきます。

個人情報保護委員会は、コンビニでの住民票等の誤交付、マイナ保険証の紐付け誤り、公金受取口座の誤登録などの一連の事案について、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得るといった影響範囲の

大きさに鑑み、以下の表のとおり、詳細な事実関係を把握するとともに、確認された問題点に応じて、指導等の権限行使の要否を検討する対応方針を決定し、継続して調査等を実施してきました。

本資料は、今申し上げた対応方針の決定後、新たな事案が判明するなどしたため、改めて、現時点で、当委員会の対応状況を整理するものであります。

一つ目、「コンビニでの住民票等誤交付」についてです。事案の概要、問題の所在については前回の5月31日に説明した内容と同様でございます。

対応状況について説明させていただきます。令和5年5月31日、富士通Japan株式会社から、個人情報及び番号法に基づく報告徴収に対する報告書を受領しております。これにより、複数発生した事案ごとの原因及びその原因に対する再発防止策を把握しております。また、同年6月21日、同社から、同社のシステムを利用する地方公共団体123団体に対する総点検の結果に関する追加報告書を受領しております。

宗像市の漏えい事案については、前記報告書記載の総点検では発見できなかったものであるため、同社に対し、原因詳細を速やかに調査し、追加報告を行うよう、同年6月30日に指示しております。

また、令和5年5月30日から31日には、地方公共団体4団体（横浜市、足立区、川崎市、徳島市）から個人情報又は番号法に基づく報告徴収に対する報告書を受領しております。

また、システムトラブルが発生していたほかの3団体（さいたま市、新潟市、熊本市）については、個人情報の漏えいはなかったことを把握しております。

同年7月3日、宗像市から、別人の証明書誤交付が発生した件について、漏えい等報告を受領し、内容詳細を精査中でございます。

これらについて、受領した各報告書を精査し、それぞれの問題点に応じた指導の内容を検討中でございます。

二つ目、「各種サービスにおけるマイナンバーの紐付け誤り」について説明します。

「①健康保険証」については、事案の概要、問題の所在については前回5月31日に説明した内容と同様でございます。こちらについての対応状況としましては、これまでの調査で把握した健康保険組合等における再発防止策の策定状況に鑑み、各事案の問題点に応じた権限行使の要否を検討中でございます。

また、厚生労働省が行う総点検の結果を受けまして、他の健康保険組合等での漏えい事案発生の有無を把握するとともに、追加での権限行使の要否等の対応方針を検討したいと考えております。

「②年金記録」については、今般新たに発覚したものでございます。事案の概要としましては、地方職員共済組合において年金請求の申請時に、請求者とは別人のマイナンバーを誤登録し、マイナポータルを通して別人に年金記録を漏えいしたというものでございます。こちらについての対応状況としましては、令和5年6月13日に地方職員共済組合から漏えい等報告書を受領し、これにより、事案発生の原因は①と共通であることを確認して

おります。

厚生労働省、総務省等から指示を受けた全国の共済組合が行っております総点検の結果を受けまして、ほかの共済組合での漏えい事案発生の有無を把握するとともに、権限行使の要否等の対応方針を検討していきたいと考えております。

「③障害者手帳」についても、今般新たに発覚したものでございます。静岡県において、身体障害者手帳の情報とマイナンバーの紐付けを行う際に、対象者とは別人のマイナンバーを誤登録し、マイナポータルを通して別人に障害者手帳情報を漏えいするおそれが発生したというものでございます。本件の対応状況としましては、静岡県において、身体障害者手帳と同種の問題が精神障害者手帳・療育手帳で発生していないかを確認中です。

また、厚生労働省から指示を受けた全国の地方公共団体が行っている総点検の結果を受けまして、全体の規模を把握するとともに、権限行使の要否等の対応方針を検討していきたいと考えております。

三つ目、「公金受取口座等の誤登録」についてです。こちらについては、事案の概要、問題の所在については前回5月31日に説明したものと同様でございます。

「①公金受取口座（マイナポータル）」における誤登録についての対応状況でございます。令和5年6月30日に、デジタル庁から、番号法に基づく報告徴収に対する報告書を受領しております。今後、より詳細を把握する目的での番号法に基づく立入検査を検討したいと考えております。これにより、詳細な事実関係を把握しまして、問題点に応じた権限行使の要否を検討中です。

また、デジタル庁が行っております総点検の結果を受けまして、全体の規模を把握するとともに、追加での権限行使の要否等の対応方針を検討していきたいと考えております。

「②公金受取口座（国税庁 確定申告時）」については、対応状況としましては、令和5年6月6日に国税庁（丸亀税務署）から、漏えい等報告書を受領し、受領した漏えい等報告書を精査し、本件事案における問題点に応じた権限行使の要否を検討中でございます。

また、国税庁が行う総点検の結果を受けまして、他の税務署での漏えい事案発生の有無を把握しまして、追加での権限行使の要否等の対応方針を検討していきたいと考えています。

事務局からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手續を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資

料、議事録、議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。